

平成 19 年 9 月 5 日

第 26 回農薬専門調査会幹事会審議農薬の概要

1. アミスルブロム

(1) 用途

殺菌剤

(2) 審議の経緯

農薬取締法に基づく新規農薬登録申請（ばれいしょ及び大豆等）に係り、平成 18 年 4 月 3 日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされ、第 13 回総合評価第二部会において ADI が決定した。

(3) 評価の概要

アミスルブロム投与による影響は、主に肝臓、腎臓及び胃に認められた。

発がん性試験において、ラット及びマウスに肝細胞腫瘍が、ラットに前胃腫瘍が増加したが、遺伝毒性が認められなかったことから、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。

各試験の無毒性量の最小値が、イヌを用いた 1 年間慢性毒性試験の 10 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.1 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）と設定した。

2. シロマジン

(1) 用途

殺虫剤

(2) 審議の経緯

農薬取締法に基づく適用拡大申請（チンゲンサイ、ミニトマト及びメロン等）に係り、平成 17 年 3 月 17 日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされた。また、いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、平成 18 年 7 月 18 日に厚生労働大臣より意見聴取がなされ、第 13 回確認評価第二部会において ADI が決定した。

(3) 評価の概要

シロマジン投与による影響は、主に体重増加量及び心臓に認められた。

発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

ラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の無毒性量 1.81 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）の根拠として、安全係数 100 で除した 0.018 mg/kg 体重/日を ADI と設定した。

3. チアジニル

(1) 用途

殺菌剤

(2) 審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、平成 18 年 3 月 5 日に厚生労働大臣より意見聴取がなされ、第 7 回確認評価第一部会において A D I が決定した。

その後、平成 19 年 7 月 13 日に魚介類に対する残留農薬基準設定に係る追加の意見聴取がなされた。

(3) 評価の概要

チアジニル投与による影響は主に肝臓及び腎臓に認められた。

発がん性試験において、マウスで肝細胞腺腫の発生頻度の増加がみられたが、遺伝毒性が認められなかったことから、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、本剤の評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。

各試験の無毒性量の最小値は、イヌを用いた 1 年間慢性毒性試験の 4 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.04 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量 (A D I) と設定した。